

公共建築工事における
工期設定の基本的考え方(事例解説)

平成28年6月



国土交通省 官庁営繕部

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

- ✓ 平成26年に品確法(*1)及び同法に基づく基本方針(*2)が改正され、新たに発注者の責務として「適切な工期を設定するよう努めること」が規定されました。
- ✓ 品確法では、「公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。」とされています。
- ✓ しかしながら、「工事中の事故や手抜き工事の発生、地域の建設業者の疲弊や下請業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手若入職者の減少、更には建設生産を支える技術・技能の承継が困難となっている」という深刻な問題が発生していることから、これらを解消するために品確法が改正されました。
- ✓ 公共建築工事においても、品質を確保し、その担い手を現在及び将来にわたりに育成・確保するためには、建設現場の就労環境の改善が急務かつ必要不可欠です。
- ✓ そのためには、公共建築工事の各発注者の責務として、適正な利潤の確保とともに週休2日の確保等を含めた適切な工期の設定に取り組み必要があります。
- ✓ 国土交通省では、平成27年度に「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」をとりまとめ、公表し、公共建築工事全体への普及に努めているところです。
- ✓ 今般、公共建築工事の各発注者の理解をさらに促進するため、同基本的考え方の参考資料をとりまとめましたので、ここに公表するものです。

*1:「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号、最終改正:平成26年6月4日法律第56号)

*2:「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

(平成17年8月26日閣議決定、平成26年9月30日最終変更)

本事例解説の位置づけ

国土交通省官庁営繕部では、公共建築工事における工期設定の現状に関して建設業団体と意見交換を行い、問題意識を共有するとともに適切な工期を設定するための方策等について、平成27年3月25日付けで「営繕工事における工期設定の基本的考え方」として取りまとめました。

- 平成27年春の全国営繕主管課長会議幹事会及び総会において、「営繕工事における工期設定の基本的考え方」を説明。その後、地方公共団体を対象とした発注者支援に関するアンケートでの意見を踏まえ、公共建築工事全体へ普及を促進するため、

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」

として取りまとめました。

- 官庁営繕部と地方整備局等は、各種会議等を通じて地方公共団体等への説明や意見交換を行うなどして、公共建築工事全体への適切な工期設定の普及・促進に努めています。

- 今般、公共建築工事における適切な工期設定をさらに普及・促進させ、将来にわたる建設業の担い手確保と公共建築工事の品質確保に資することを目的として、建設業団体のご協力により収集した事例や意見交換をもとに、

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に示す「第2 適切な工期を確保するための方策」の内容について、事例解説として作成・公表するものです。

◆ 公共建築工事における工期設定の基本的考え方(本文)

第2 適切な工期を確保するための方策

発注者が調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び工事施工の各段階で取り組む事項

1. 調査及び設計段階

- (1) 次の期間の十分な想定
 - ① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間
 - ② 設計、入札契約手続及び施工の期間
 - ③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間
- (2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施
- (3) 図面審査の確実な実施

2. 工事発注準備段階

- (1) 適切な工期の入札条件への設定
- (2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化
- (3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

3. 入札契約段階

- (1) 明確な質問回答と施工条件の明示
- (2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

4. 施工段階

- (1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施
- (2) 工事の進捗状況の的確な把握
- (3) 関係工事間の調整の適切な実施

◆ 参考事例(不適切な典型的事例)

◆ 防止のため注意すべきポイント

■ 適切な工期設定に役立つ参考資料(16ページ参照)

- 工期設定のイメージ図
- 適切な工期を設定するためのチェックシート
- 適切な工期を設定するための事前調査票
- 木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項 等 4

1. 調査及び設計段階(1)-①

第2 適切な工期を確保するための方策

発注者は、適切な工期を設定するため、調査及び設計、工事発注準備、入札契約及び工事施工の各段階において以下の事項に取り組み。

1. 調査及び設計段階

(1) 事業全体の工程（スケジュール）が的確に進捗するよう、次に示す調整等に要する期間を十分想定した上で予算要求を行うなど適切に事業の企画を行う。

① 現地調査及び調査結果に基づき施設管理者、**官公署**、公共インフラ事業者等との協議及び調整に要する期間。

参考事例として示されている箇所

基本的考え方

参考事例

改正景観条例に関する情報収集が十分ではなく、追加資料の作成、外装材の一部変更等に追加の期間を要し、工事の着手が遅延した。

ポイント

必要な各種申請内容とそれに要する期間を幅広く確認・把握するとともに、工事発注までに関係官公署等と十分な調整を行うことができる期間を見込む。

1. 調査及び設計段階(1)-②③

②設計 (計画通知手続き期間等を含む。)、**入札契約手続き及び工事着手から工事完成**までの**施工** (資機材の調達に要する期間等を含む。) のそれぞれに要する期間。

基本的
考え方

参考事例
建物の竣工日間際に受電日を設定したため、設備機器等の試運転調整に要する期間が確保できず、工事の完成が遅延した。

ポイント
受電の時期及び設備の総合試運転及び諸検査等に必要期間を考慮し、適切に概成工期※を設定する。
※概成工期:建築物の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障なく完成しているべき期間(公共建築工事標準仕様書1.1.2(23)より)

③近隣、建物利用者等の工事の影響を受ける関係者に対し、事前に工事概要、工事内容等を説明し、理解を得るための調整に要する期間。

基本的
考え方

参考事例
解体工事の振動・騒音に係る近隣からの苦情による工法・工程の見直しにより、工事の完成が遅延した。

ポイント
近隣建物の状況調査を行い、それを踏まえた工法・重機等を選定するとともに、事前に工事内容等を受取る関係者へ説明する。

営繕工事における「入札時積算数量書活用方式」の試行



国土交通省

背景

- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定された。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にはばらつきがあった。

入札時積算数量書活用方式（試行）

・4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事に適用
 ・地方公共団体等に対して本取組みについて周知

概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「入札時積算数量書」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議※し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。

※受注者発議の協議は、入札時に発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用した場合に可能

効果

- 円滑な変更協議によって、適正な数量に基づいた請負代金額となり、工事目的物の品質確保及び契約の適正化に寄与する。
- 発注者が示す数量書の活用の促進により、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。

今後の取組み

- 試行を通じ、受注者等からの意見・要望や課題等を把握し、必要に応じ改善を図る。
- 地方公共団体等に対し、公共建築相談窓口での相談対応や各種会議等における説明を通じ普及・促進を図る。

「入札時積算数量書活用方式」の概要

本方式の概要

- 入札時積算数量書を入札説明書の別添として公開
- 入札参加者は、入札時積算数量書の積算数量を活用して工事費内訳書を作成
- 契約書において、入札時積算数量書に疑義が生じた場合の協議等を規定

【入札時公開資料】

【設計図書】

図面

仕様書

現場説明書

入札説明書

「入札時積算数量書活用方式」の
対象工事である旨等を明記

入札説明書別添

入札時積算数量書

入札参加者

入札

提出

工事費内訳書

入札参加者は、発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用
※入札時積算数量書の活用は入札条件ではない

入札時積算数量書

入札時積算数量書を、
契約書に位置づけ
(参考資料ではない)

【契約】

【設計図書】

図面

仕様書

現場説明書

質問回答書

【工事請負契約書】

「入札時積算数量書」に
疑義が生じた場合の確認
の請求、受発注者の協議、
訂正等について明記

第18条の2第2項

前項(受注者からの確認の請求)は、入札時積算数量書と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量が同一であると確認できた場合のみに行うことができる

積算数量に疑義 → 必要に応じて、「入札時積算数量書」を訂正 → 必要に応じて、協議を行い、必要に応じて、「入札時積算数量書活用方式」の取組みに
請負代金額の変更

注1) 赤字は「入札時積算数量書活用方式」の取組みに
関して記載したもの。

注2) 入札時積算数量書には、別紙明細は含まない。